

被災された不動産業者(国土交通大臣免許・登録)のみなさまへ

1. 「宅地建物取引業の免許、マンション管理業の登録の有効期間の延長」
○宅地建物取引主任者証、管理業務主任者証も対象となります。
2. 「変更の届出等の一定期間の猶予」

東北地方太平洋沖地震【東日本大震災】による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されました。

また、平成23年3月23日付け国土交通省告示第298号（以下「国土交通省告示」といいます。）により特例措置の対象となる具体的な特定権利利益、対象者及び延長後の有効期間の満了日が指定されました。

これらにより、宅地建物取引業法及びマンション管理適正化法の関係では、一定の条件に該当する場合は以下の措置が講じられます。

1. 「宅地建物取引業者の免許、マンション管理業者の登録及び各主任者証有効期間の延長」

特定被災地域内（※）の方を対象に、以下の特定権利利益（①～④）で、有効期間が平成23年3月11日以後に満了するもの※については、当該有効期間が自動的に平成23年8月31日まで延長されます。 ※既に更新をされている場合などは原則、除かれます。

なお、特定被災地域以外の方についても、申し出により有効期間の延長が認められる場合があります。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
① 宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成23年8月31日
② 宅地建物取引主任者証	特定被災地域内に住所を有する者	平成23年8月31日
③ マンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成23年8月31日
④ 管理業務主任者証	特定被災地域内に住所を有する者	平成23年8月31日

（注）免許等の更新手続きはお忘れなく。

※「特定被災地域内」＝岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の全域。青森県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県のうち災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用区域となった市町村。

（最新の適用区域をご確認ください。厚生労働省HPへリンク）

Q 有効期間の延長に伴い、上記①～④の免許証等の再交付は行われるのですか？

A 原則として、免許証等の再交付はいたしません。

免許証等に記載されている有効期間について関係者に説明する場合には、国土交通省告示（官報PDF）や本用紙を提示してご説明ください。

2. 「変更の届出等の一定期間の猶予」

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが今回の震災によるものであることが認められた場合には、平成23年6月30日までに履行すれば行政上及び刑事上の責任を問われません。

＝ 詳しい内容や手続については、各免許行政庁等の担当にお問い合わせください。 ＝